

—都税についてのお知らせ—

4月から 固定資産税にかかる土地・家屋の価格等がご覧になります(23区内)

- ◆ 縦覧期間 平成28年4月1日(金)から6月30日(木)まで(土日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 9時～17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

平成28年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

(注) 納税通知書は6月1日(水)に発送予定です。



東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の
納税通知書送付先を変更される方へ～

都税事務所への「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」の提出

はお済みですか？



住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。

登記手続きがお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」を都税事務所にご提出ください。

- 「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」は、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
<変更できないもの(例)>不動産登記簿上の所有者の住所・氏名、納税通知書の名義人の氏名
- 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、資産の所在する区を管轄する東京法務局本局又は出張所にお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

～都内に住所等を有しない方へ～

固定資産税・都市計画税、不動産取得税の納税管理人制度をご存知ですか？

納税義務者が都内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。

詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

なお、東京 23 区以外に所在する不動産に関する固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。



—都税についてのお知らせ—

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免対象>

不燃化特区内において、不燃化のための建替えを行った住宅のうち、以下の要件を全て満たすもの

<取り壊した家屋>

- 不燃化特区内に所在する
- 家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造（2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上）
- 不燃化特区の指定期限中に取り壊されている（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内に取り壊されている必要があります。）

<新築した住宅>

- 不燃化特区内に所在する
- 耐火建築物又は準耐火建築物
- 検査済証の交付を受けている
- 新築年月日が不燃化特区の指定日から平成32年12月31日まで
- 居住部分の割合が2分の1以上

<所有者>

- 取り壊した家屋の所有者と新築した住宅の所有者が同一であること（一定の緩和要件があります。）

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**5年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免を受けるための手続き>

新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに申請してください。
詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 にかかる固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免対象>

不燃化特区内において、防災上危険な老朽住宅を除却した土地のうち、以下の要件を全て満たすもの

<取り壊した住宅>

- 区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること（※）
- 不燃化特区に指定された日から平成32年12月31日までの間に取り壊されていること

<取り壊した後の土地>

- 住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- 防災上有効な空地として適正に管理されていると区から証明されていること（※）

<所有者>

- 住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が減免を受けようとする年の1月1日時点において、当該土地を引き続き所有していること

<減免される期間・税額>

最長5年度分、住宅を除却した後の土地にかかる固定資産税・都市計画税の8割を減免（小規模住宅用地並みに軽減されます。）

<減免を受けるための手続き>

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（通常、6月30日）までに申請してください（毎年申請が必要です。）。詳しくは、当該土地が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

（※）老朽住宅の認定及び適正管理の証明については各区の担当窓口にお問い合わせください。

中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500ki以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定した* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備 (蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備 (小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額 (上限 2,000 万円) の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限 (申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日) までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都庁事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部個人課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eL TAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。
東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産） （23区内）
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告 ○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請 ・届出	○法人設立・設置届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	_____
電子納税	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付 ○見込納付（確定申告分のみ）	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	_____

<eL TAXのご利用時間>

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続きについてのお問い合わせ>

【 eL TAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【 eL TAX ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班



eL TAX イメージキャラクター
エルレンジャー

●国税の電子申告・電子納税等については、
e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

—都税についてのお知らせ—

自動車税をペイジーやクレジットカードで納付する方へ

車検用納税証明書(はがきサイズ)の郵送は終了しました。

今まで、ペイジーやクレジットカードを利用して自動車税を納付された方に、後日はがきサイズの車検用納税証明書を郵送していましたが、運輸支局・自動車検査登録事務所において自動車税の納税確認が電子的にできるようになったため、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになりました。



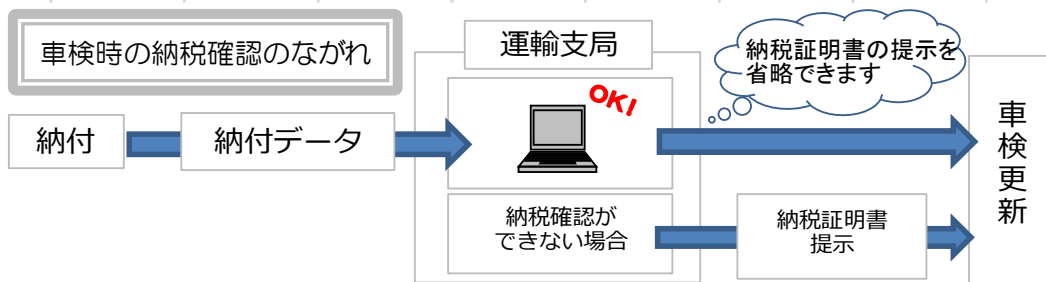
そのため、はがきサイズの車検用納税証明書の郵送は**平成28年3月末をもって終了しました。**

車検用の納税証明書が必要な方は、**金融機関・コンビニエンスストア**等で納付の上、納税通知書等右端の納税証明書をご利用ください。

車検時の納税確認について

平成27年4月より、車検を受ける運輸支局等にて納税確認ができるようになりました。

そのため、車検時に納税証明書の提示を省略できます。



《ご注意》

運輸支局等で納税確認できるまで、**納付後最大10日程度**かかります。

この期間内に車検を受ける場合は、納税証明書が必要です。

車検が近い等、お急ぎの場合は金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納税通知書等右端の納税証明書をご提示ください。

—都税についてのお知らせ—

不動産公売のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産を入札の方法により売却（公売）します。

公売予定日	平成28年4月12日（火）
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>、または都庁第一本庁舎19階南側に設置している「不動産公売案内」をご覧ください。
会場	都庁第一本庁舎19階南側 19A会議室
入札時間	13時00分～14時00分
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027（直通）

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.htm

主税局 メールマガ

検索

—都税についてのお知らせ—

インターネット公売（不動産、動産・自動車）のお知らせ

インターネット公売は、不動産は入札方式、動産・自動車はせり売り方式により行います。

公売参加申込期間	不動産（入札方式）	動産・自動車（せり売り方式）
	平成28年4月11日（月）13時～平成28年4月27日（水）23時まで	
入札期間	平成28年5月10日（火）13時 ～平成28年5月17日（火）13時	平成28年5月10日（火）13時 ～平成28年5月12日（木）23時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産・自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-2986）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ＜公売情報＞ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

＜メールマガジンのご案内＞ http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.htm

主税局 メールマガ

検索

登録無料

メールマガジンのご案内
東京都「公売情報」お知らせメール

公売実施情報をタイムリーに配信しています。

詳細は主税局HPへ

主税局メールマガ

検索



（お問い合わせ先）徴収部 徴収指導課 徴収指導班 03-5388-3024

都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

<口座振替がご利用できる都税>

・個人の事業税 ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)※ ・固定資産税(償却資産)※

※23区内に所在する資産が対象です。ただし、随時課税分を除きます。

<申込方法>

次の方法があります。

- ① 都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書(3枚複写式)に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。その際には、(1)預(貯)金通帳、(2)通帳届出印、(3)納税通知書をご持参ください。
- ② 納税通知書(固定資産税の随時課税分を除く。)に同封されている都税口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。
- ③ 主税局ホームページから「都税口座振替(自動払込)依頼書(ダウンロード専用依頼書)」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。

<申込期限>

口座振替を開始しようとする月の前月の10日(土日・休日にあたる場合はその翌日)まで(納期限が土日・休日にあたる場合は、その翌日が納期限となります。これにより、納期限が翌月となった場合は、前々月10日までにお申し込みください。)

【問い合わせ先】

主税局徴収部納税推進課

03-3963-2177

※1 5月2日(月)から03-3252-0955

※2 住所の変更や課税の内容については、
所管の都税事務所へお問い合わせください。



—都税についてのお知らせ—

23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23 区内において、個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

<所管都税事務所一覧>

	千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	個人事業税 法人事業税 法人都民税 地方法人特別税		千代田	荒川		中央		台東		港	品川	新宿		渋谷		豊島							
	事業所税		千代田		中央				港		新宿												

- 個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問い合わせや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
 - 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行います。お問い合わせは所管都税事務所までお願いします。
 - 納税（課税）証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後概ね1～2週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。
- * 固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。